

## 異業種特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 四日市市発注に係る市庁舎耐震改修工事(当該工事内容の変更に伴う工事を含む。

以下、単に「建設工事」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
異業種特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を  
市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成18年 月 日に成立し、建設工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 建設工事を請け負うことができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

三重県 市 町 番地

特定建設工事共同企業体

代表構成員 建設株式会社

第2構成員 建設株式会社

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
特定建設工事共同企業体の代表構成員の 建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、建設工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工事額)

第8条 各構成員の建設工事の分担は次のとおりとする。ただし、分担工事の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があつたときは、それに依じて分担の変更があるものとする。

建築工事

特定建設工事共同企業体

代表者 建設株式会社

建築電気設備工事

建設株式会社

建築機械設備工事

建設株式会社

2 前項に規定する分担工事の額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

（建築工事に係る特定建設工事共同企業体協定書の締結）

第8条の2 建築工事の構成員は、別に定める特定建設工事共同企業体協定書を締結し、共同施工するものとする。

（運営委員会）

第9条 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する重要な事項について協議のうえ決定し、建設工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担工事の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行とし、同企業体の名称を冠した代表者の名義（共同企業体名義）により設けられた別口預金口座によって、取引するものとする。

（構成員の必要経費の分配）

第12条 構成員はその分担工事の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

（共通費用の分担）

第13条 本工事施工中発生した共通の経費等については、分担工事額の割合により毎月1回運営委員会において分担額を決定するものとする。

（構成員の相互間の責任の分担）

第14条 構成員がその分担工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退）

第16条 構成員は、当企業体が建設工事を完成する日までは脱退することができない。  
(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は、解散した場合には、  
残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担工事を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。  
(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該工事につき、かしがあったときは、各  
構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

上記のとおり、異業種特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠として  
この協定書5通を作成し各通に構成員が記名押印のうえ、1通を四日市市に提出し、他  
は各自所持するものとする。

平成18年 月 日

三重県四日市市 町 番地

特定建設工事共同企業体

代表構成員

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

代表取締役

印

第2構成員

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

代表取締役

印

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

代表取締役

印

三重県四日市市 町 番地

建設株式会社

代表取締役

印